

全農薬通報

No. 328

令和3年4月30日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・第299回理事会
- ・第95回植物防疫研修会

◎行政からのお知らせ

- ・「令和3年度 農薬危害防止運動」の実施について
- ・航空法等の一部改定案

◎全農薬ひろば

- ・フジ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL : 03-3254-4171

FAX : 03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp>

E-mail : info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

令和3年(2021年)

6月～9月 農薬シンポジウム(山形県、大分県)

8月26日(木) 11:00-16:30 第48回安全協常任幹事会・情報交換会

9月16日(木) 11:00-14:00 執行部協議会

14:00-15:00 各委員会

15:00-17:00 第300回理事会

10月上旬 植物防疫研修会

10月下旬 第8回農薬安全コンサルタントリーダー研修会

10月22日(金) 13:00-15:00 監査会(理事長、副理事長、監事)

11月16日(火) 15:30-17:00 第301回理事会

11月17日(水) 10:00-19:30 第56回通常総会・第43回安全協全国集会・
情報交換会

12月 8日(水) 13:00-15:00 執行部協議会

15:00-17:00 第302回理事会

12月 9日(木) 10:30-11:30 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会
(理事長、IT・広報委員長)

「植防関係団体」

日本植物防疫協会

5月26日(水) 理事会

6月11日(金) 総会

農林水産航空協会

5月24日(月) 理事会

6月16日(水) 総会

農薬工業会

5月19日(水) 通常総会

6月18日(金) 農薬危害防止に
関する講演会

11月11日(木) 虫供養

緑の安全推進協会

5月26日(水) 理事会

6月16日(水) 通常総会

残留農薬研究所

5月25日(火) 監事監査・理事会

6月15日(火) 評議員会・理事会



撮影場所：根津神社 撮影者：宮坂初男

ツツジの花言葉：「節度」「慎み」

組合からのお知らせ

1. 第 299 回理事会

開催日時：令和 3 年 4 月 22 日（木）15:00～17:00

開催場所：全農薬ビル 会議室（ハイブリッド会議）

参加者：理事・監事 21 名中 来所出席 6 名、リモート出席 14 名

来所出席

（理事長）大森 茂

（理事）木幡光範、山本真一、
橋爪雅彦

（監事）佐藤 剛、鈴木健司

リモート出席

（副理事長）栗原秀樹

（理事）池田憲亮、伊藤一貴、
三枝徹也、中村哲郎、
村上昭一、青木貴行、
堅田充宏、宇野彰一、
田中公浩、喜多泰博、
金井正和、安武広信

（監事）菊地正浩



全農薬ビル 会議室（ハイブリッド会議）

（1）開会

定刻になり事務局より本日の出欠状況が報告され、理事 18 名中 17 名の出席（リモート出席含む）、書面審議 1 名で、理事会が有効に成立する事、監事 3 名中 2 名に来所出席 1 名にリモート出席いただいている旨が告げられた。

まず大森理事長にご挨拶いただき、下記のとおり議事が進行された。



大森理事長 ご挨拶

(2) 協議事項

1) 令和３年度地区会議 講演に代わるリモート研修の実施について

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大から、令和３年度の地区会議はリモート研修の実施へと形を変えて実施した。

全農薬のホームページに、会員限定の安全協ポータルサイトを設け、視聴しアンケートに答える形式とした。

アンケートに答えることにより、農薬安全コンサルタントリーダー資格取得に繋がるようにした。

以下の研修を実施した。

① 全体研修：「農薬をめぐる最近の動向について」農林水産省農薬対策室

② 本部研修：「スマート農業の展開について」農林水産省作成

③ 各地区研修：

北海道地区 「令和３年に特に注意を要する病害虫」
道総研 中央農業試験場 病虫部 予察診断グループ

東北地区 「東北地区における病害虫発生予察情報」
東北農政局 消費・安全部 農産安全管理課
「宮城県における農薬安全・適正使用について」
宮城県農政部 みやぎ米推進課

関東甲信越地区 「令和２年 県内で問題となった病害虫とその対策」
山梨県総合農業技術センター 調査部

北陸東海地区 「北陸における本年の病害虫発生状況等について」
石川県農林総合研究センター 病害虫防除室

近畿中四国地区 「病害の発生と最近話題の病害虫」
大阪府立 環境農林水産総合研究所

九州地区 「最近話題の病害虫と関連技術」
宮崎県総合試験場 生物環境部

④ 指導農薬講習：

ランネット普及会「ランネットの“責任を持った使用”の啓発活動について」
ブリグロックスＬ安全対策協議会「ブリグロックスＬを安全に使用するために」
クロルピクリン工業会「クロルピクリンの安全・適正な使用について」

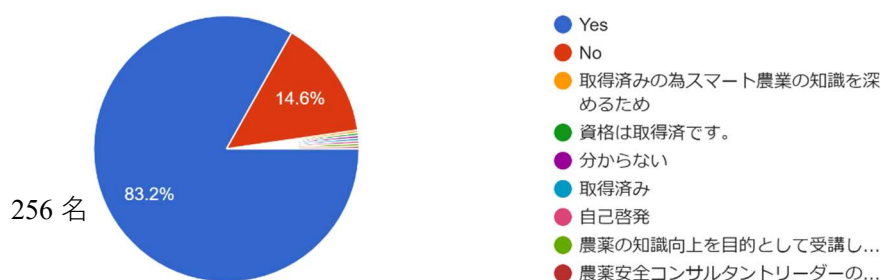
リモート研修の各アンケートを集約し、以下のとおり報告された。

農薬安全コンサルタントリーダー資格取得のための研修に関するアンケート

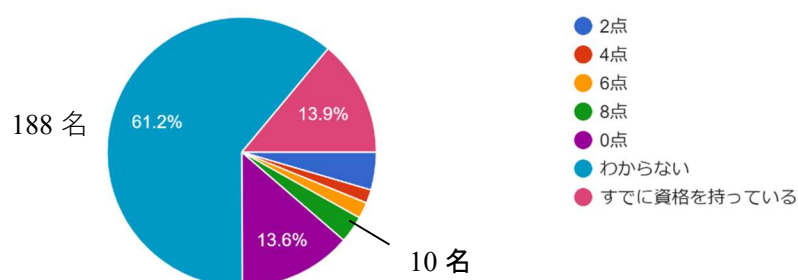
集計結果 回答数：305 名（参考：昨年度各地区会議参加者人数 367 名）

農薬安全コンサルタントリーダー資格取得のための研修として、ご覧いただきましたか

309 件の回答

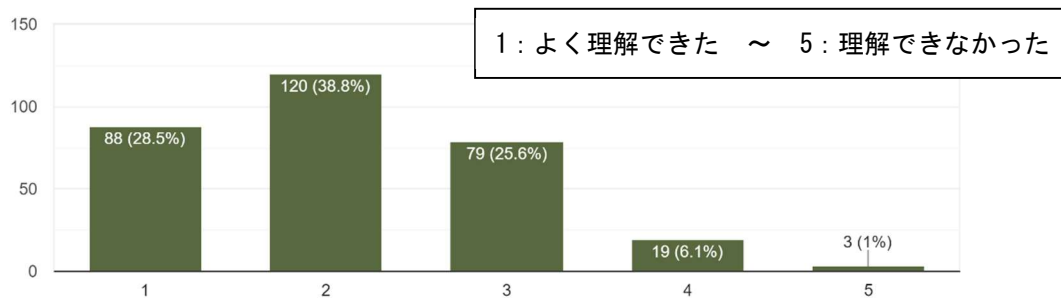


現在、ご自分の農薬安全コンサルタントリーダー資格獲得のためのポイントは何点ですか？
（10 点で資格獲得）

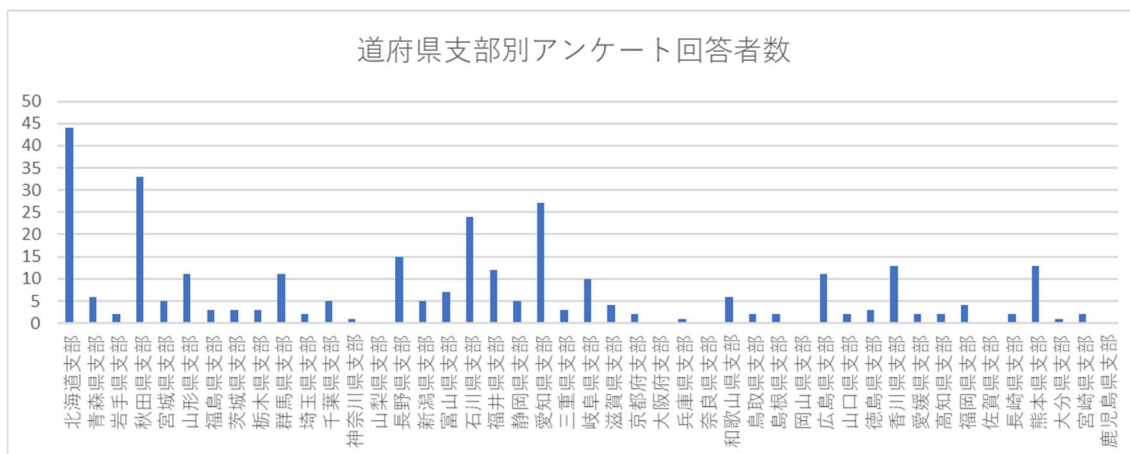
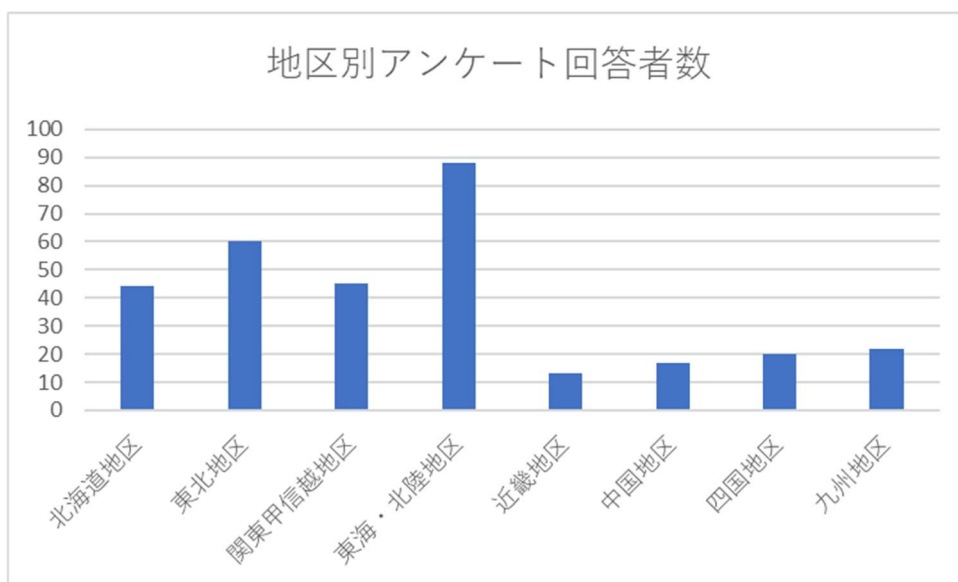
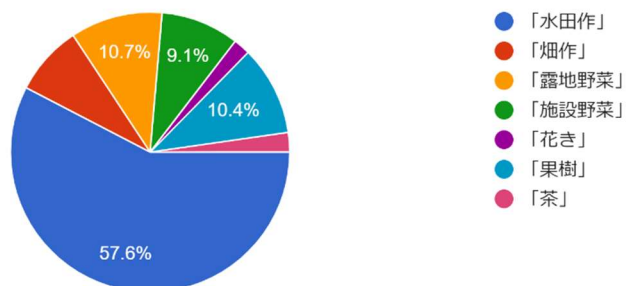


「スマート農業の展開について」ご覧いた感想

309 件の回答



上記の「スマート農業推進フォーラム2020」の中からあなたが選んだコンテンツはなんですか？
309 件の回答



ランネット 45DF 指導農業講習ビデオ アンケート回答結果集計

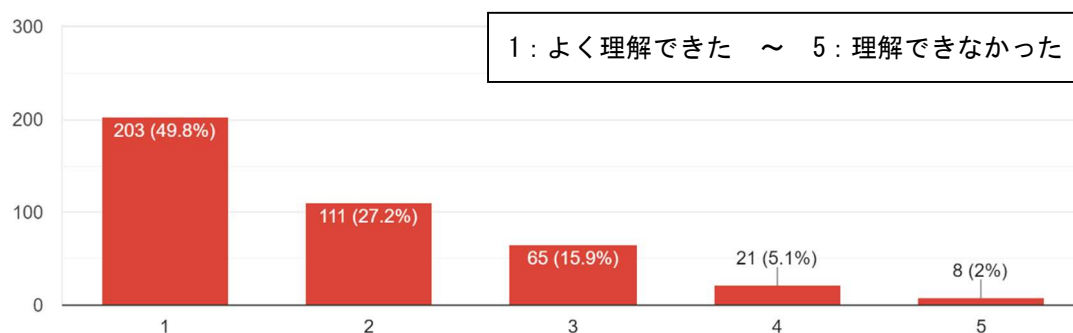
実施期間：2021 年 2 月 8 日～3 月 31 日

回答数：408 名

回答地区・道府県支部については集計中（各人バラバラな記入で集計ができていません。
記述でなく選択式に変えた方が良いので 4 月より設問形式を変えました）

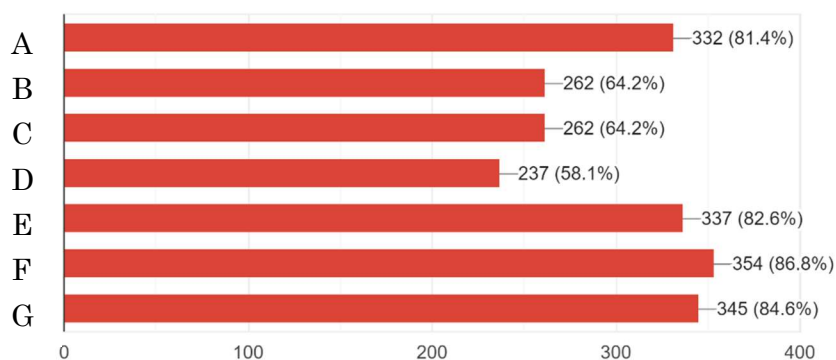
ビデオの内容についてよく理解できましたか。

408 件の回答



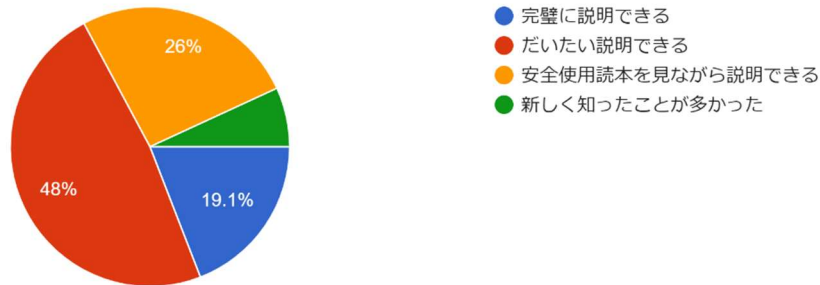
ランネットの取扱で特に必要な注意点を選んでください（複数回答）

408 件の回答

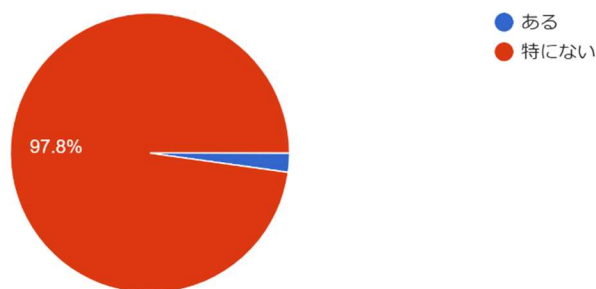


- A：ハウス内では散布しない
 B：ミスト機は使用しない
 C：胸の高さ以下の作物に対して使用する
 D：ハウス内での灌注ではハス口状ノズルを使用する
 E：性能の良い農薬用マスクを必ず着用する
 F：保管・管理を厳重に行う
 G：適用以外の使用は絶対に行わない

販売店・生産者の方々に対して『ランネートの責任を持った使用』についてご説明いただく場合に：
408 件の回答



ビデオの中で、もっと詳しく述べたほうがよい項目はありますか
408 件の回答



●「ある」とお答えいただいた方の意見（9 件の回答あり）

- ・防護服、マスク、手袋の徹底について
- ・安全使用、取扱、保管・管理を厳重に行うこと
- ・具体的な中毒症状等の事例

●各都道府県での対面式の指導農薬講習会について、マンネリ化させないために、どのような工夫をしたらよいでしょうか（171 件の回答あり）

・継続して講習会を実施することも重要な責任としますので、今まで通りで良いと思います。反復することで意識も高まると思います。

- ・実際の事例、実技などを取り入れる。ディスカッション形式。小売店の意見交換
- ・マニュアルを読むだけでは、無く保護具等を使い実演を取り入れた説明をしてみても。
- ・新しいトピックス、病害虫雑草防除技術講習が常にあればよいと思います。

●その他お気づきの点など（19 件の回答あり）

オンライン研修は時間を要するが従来より解りやすかった。

剤の粒子の写真など入れてほしい。

ブリグロックスL 指導農薬講習ビデオ アンケート回答結果集計

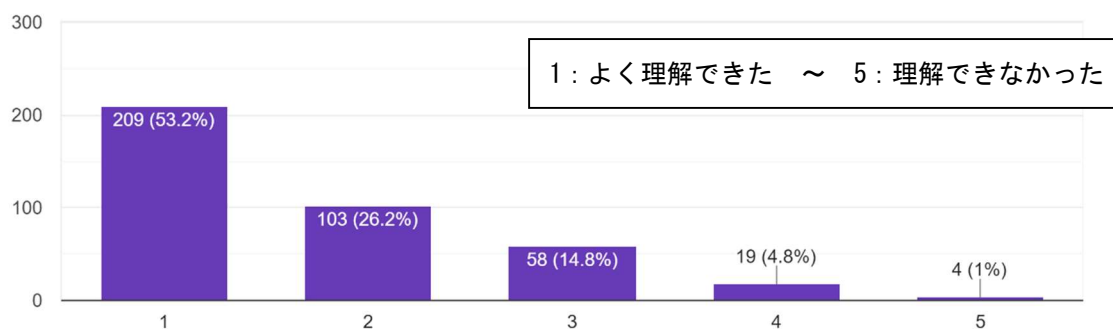
実施期間：2021 年 2 月 8 日～3 月 31 日

回答数：393 名

回答地区・道府県支部については集計中（各人バラバラな記入で集計ができていません。
記述でなく選択式に変えた方が良いので 4 月より設問形式を変えました）

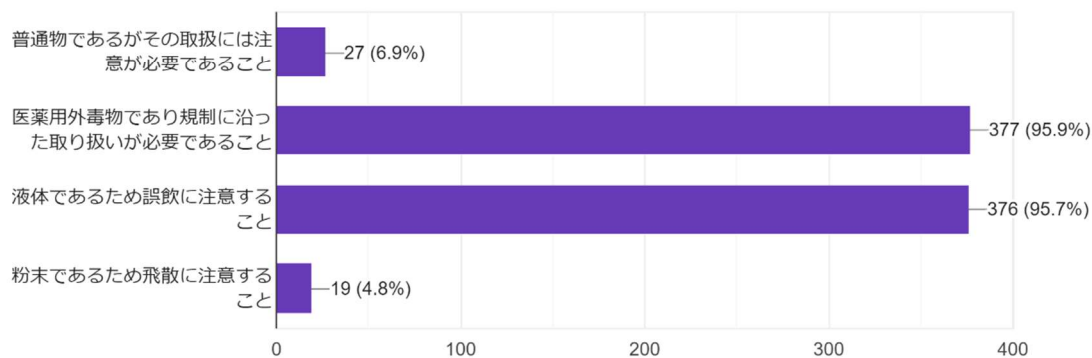
ビデオの内容についてよく理解できましたか。

393 件の回答



ブリグロックスLの取扱で特に必要な注意点を選んでください（複数回答）

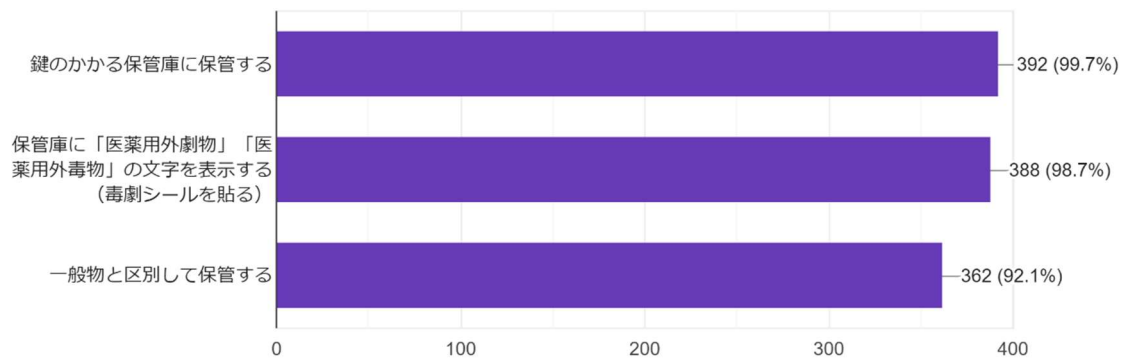
393 件の回答



●誤飲誤食は農薬の中毒事故で 35%を占めますが、中毒事故の原因はこういったものが考えられますか？

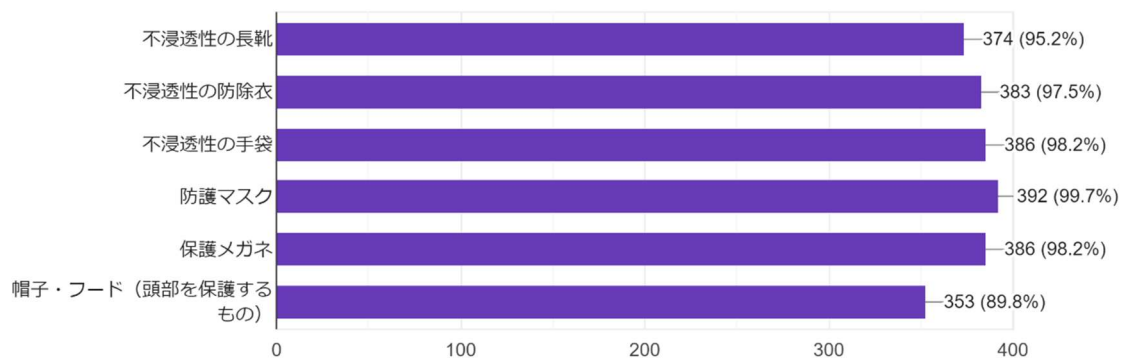
ほとんどが「他の容器への移し替えなど」によると回答。その他の回答としては「散布農薬の飛散」「保管管理の不備」「泥酔による誤飲」等が散見され、「無臭、無色のため水を区別がしにくい」等の誤解もあった。

医薬用外毒物・劇物の農薬の保管に義務付けられていることを選んでください(複数回答)

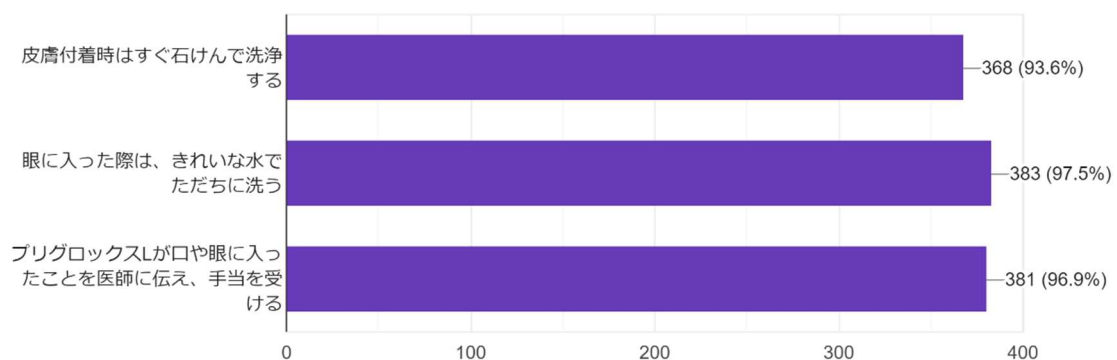


プリグロックスLの使用時に必要な服装をチェックしてください(複数回答)

393 件の回答



プリグロックスLが皮膚に付着した場合や口・眼に入った場合の対処法にチェックしてください(複数回答)



●プリグロックスLの散布時に飛散・ドリフトを防止するためにはどんな対策が必要と考えますか？

飛散防止カバー・無風の時に散布の両方あるいはいずれかの回答がほとんどで、誤解は特にないようです。

●その他お気づきの点など（45件の回答あり）

- ・ノズルカバーをすることで飛散にどのくらいの差がでるのかデータや比べた動画など
 - ・使用者が防除着やマスク、保護メガネなど再確認。
 - ・他ラベル商品への容器入れ替え。実際畑へ散布し枯死した。
 - ・一般除草剤と同じく鍵のかからない場所で保管されていた。
 - ・農家様が散布中にトラック等に放置していることがあるが、盗難にあう可能性もあるの
- で、注意が必要であると感じた
- ・暑い時期は軽装やマスクの不着用など誤飲につながる事象が多い
 - ・トラックの荷台等で軽量した場合、傾斜がありボトルが倒れてしまった。
 - ・容器が割れてしまった。
 - ・上記のようなケアレスミスが事故につながるケースの回答が多数寄せられた。

クロルピクリン指導農薬講習 アンケート回答結果集計

実施期間：2021年2月8日～3月31日

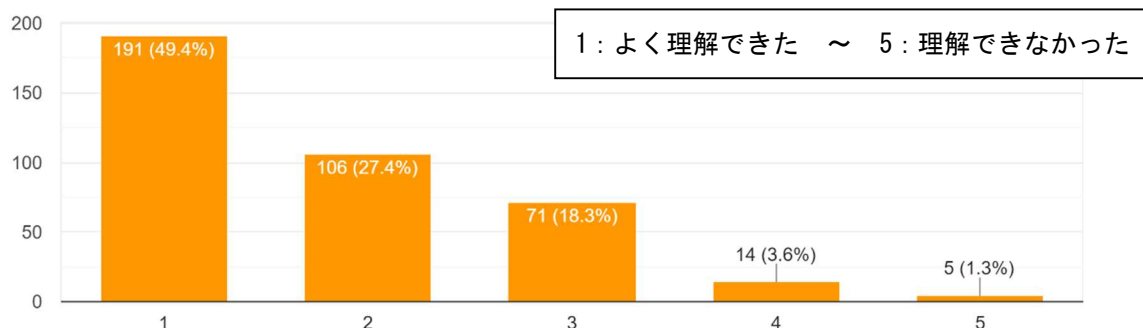
回答数：387名

回答地区・道府県支部については集計中（各人バラバラな記入で集計ができていません。

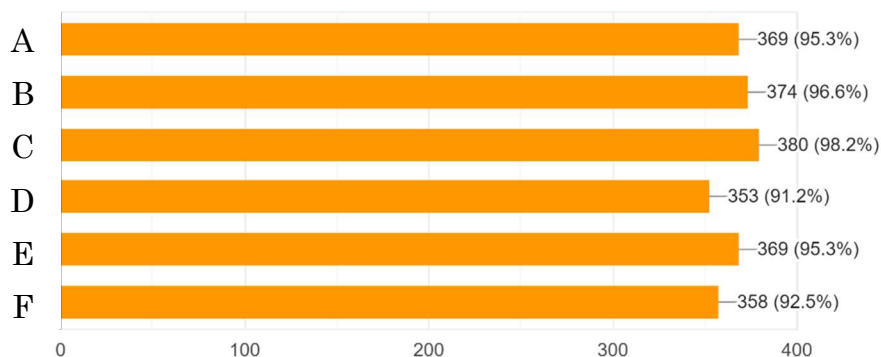
記述でなく選択式に変えた方が良いので、4月より設問形式を変えました）

内容についてよく理解できましたか。

387件の回答

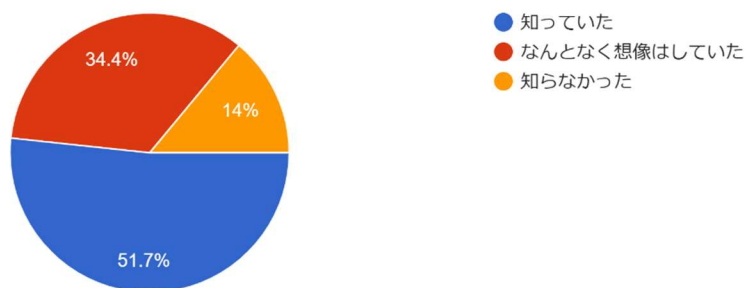


クロルピクリン剤を安全に使用するポイントをチェックしてください（複数回答可）

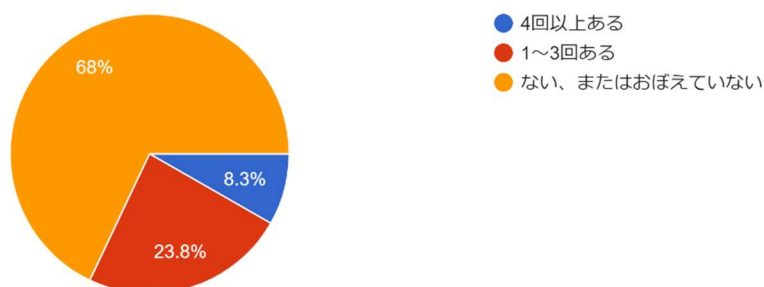


- A：使用時は必ず被覆（ポリエチレンシート 0.03mm 以上）を行う
 B：周辺の状況（住宅、畜鶏舎）および環境（温度、風向き）を考慮する
 C：作業は、保護具（マスク、メガネ、手袋、防除衣）を着用して行う
 D：ハウスで処理するときは、十分換気をする
 E：使用後の缶や残液は正しく処分する
 F：缶（またはボトル）は、劇物なので鍵のかかる場所に保管する

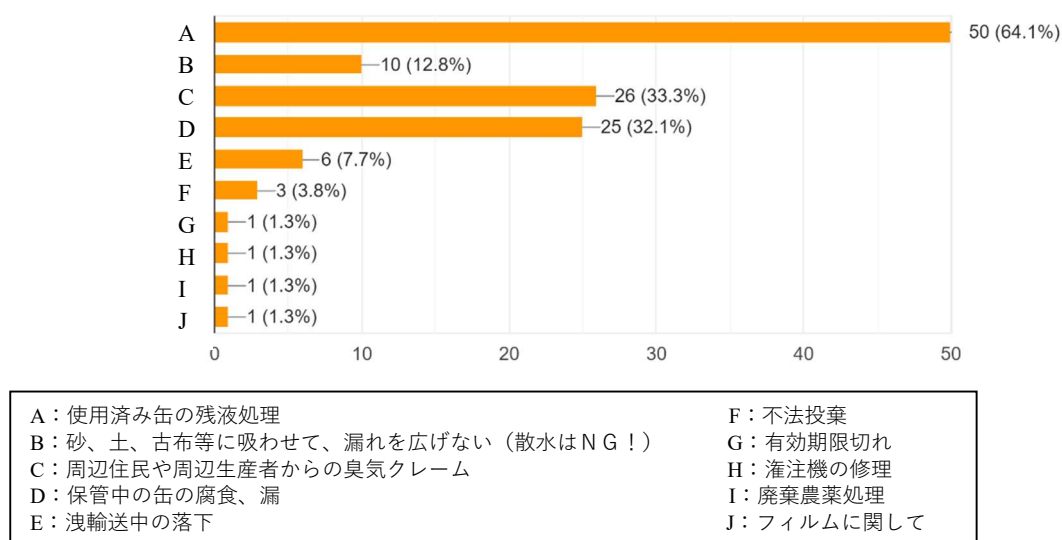
農薬の使用に関する法律としては「農薬取締法」が定められておりますが、クロルピクリン剤を適正に使用しないと、罰せられる可能性があることをご存じでしたか？



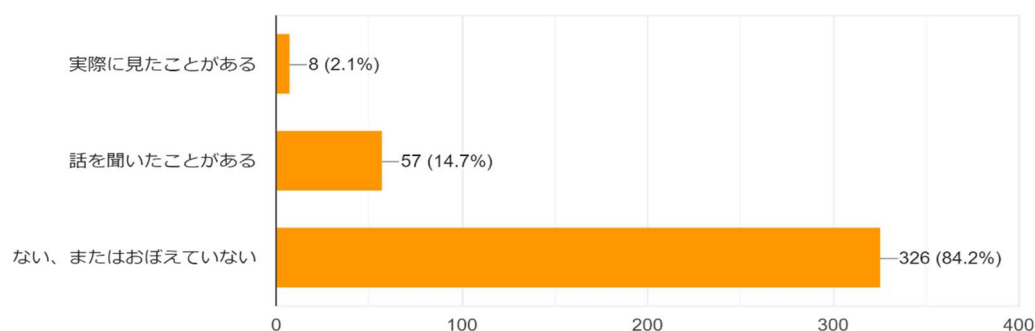
クロルピクリン剤の「処理」、もしくは「処理の立会」をしたことがありますか？



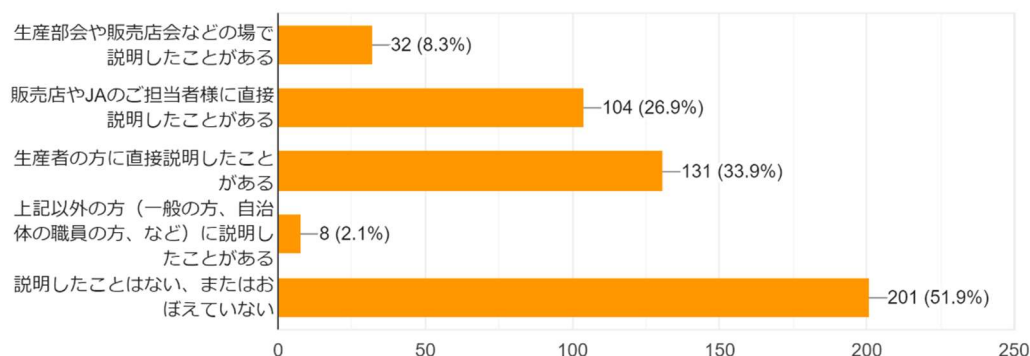
上記で「ある」と答えた方にお聞きします。それはどのような相談でしたか？（複数回答可）



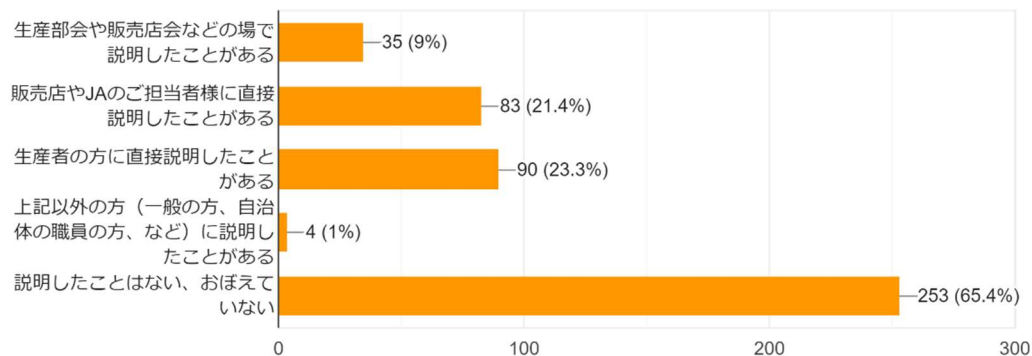
クロルピクリン剤処理後の被覆について、2019 年度は無被覆など被覆材の不適切な使用による事故が 2 件、クロルピクリン工業会へも報告が上がってきておりますが、管内の生産者の方がクロルピクリン剤を処理した際、被覆していないところを実際に見たり、話を聞いたことはありますか？（複数回答可）



クロルピクリン剤の安全適正使用（被覆、保護具の重要性、など）について、販売店や JA のご担当者様、生産者の方などに、ご自身で説明したことはありますか？（複数回答可）



クロルピクリン剤の安全適正使用（被覆、保護具の重要性、など）について、販売店やJAのご担当者様、生産者の方などに、メーカーや県指導機関などをお願いして説明していただいたことはありますか？（複数回答可）



● 今回の資料に対する、ご意見、ご要望、ご質問など（49 件の回答あり）

- ・ 無くてはならない商品なので、今後も安全に使えるよう、事故に注意していきたい。
- ・ 動画にして欲しい、せっかくなので、使用の注意以外に効果や実例などもあるとよい。
- ・ PDF だと後に見返しやすい為非常に良い。資料の簡素化をお願いしたい。
- ・ “住宅が隣接している圃場における「他剤の選択」や他の防除法についての説明があったほうが良い。
- ・ 被服の重要性に特化した資料もしくはチラシ・ポスターがあれば良い。
- ・ 文字が多いため、視覚的に理解できる資料にしてほしい

● クロルピクリン工業会に対する、ご意見、ご要望、ご質問など（29 件の回答あり）

- ・ 工業会として、農薬メーカーや農薬を取扱う業者だけでなく、土壌処理剤使用時に使用する被覆専用のフィルム製造メーカーや業者と一緒に、被覆をしない時の罰則や正しく薬剤を使用した時の効果面を使用する農家への周知徹底をもっとしてほしい。
- ・ 目を完全防護するゴーグルを商品と一緒のセットで販売出来たらと思います。仕入れ時にクロピク＋ゴーグルがひとつの商品になっている状態での販売にする。
- ・ 農家は使用が怖い、販売するほうも指導が必要なので、知識が必要
- ・ A3 サイズの説明しやすいパウチなどがあると説明しやすいと思います
- ・ YouTube を活用した資料等があればより理解でき応用しやすいと思う。
- ・ 監事被覆材の徹底啓蒙（必ず被覆する・厚みは0.03以上）

2) 各委員会活動について（各委員長報告）

① 山本委員長より総務委員会について以下の報告がなされた。

- ・全農薬ビルの今後について
- ・事務局職員の就業規則について



山本総務委員長

② 木幡委員長より経済活動委員会について以下の報告がなされた。

- ・共同購買品目 3 月累計実績について
- ・共同購買取扱製品について



木幡経済活動委員長

③ 橋爪委員長より教育安全委員会について以下の報告がなされた。

- ・今年度の安全協常任幹事会開催について
- ・山形県支部及び大分県支部で開催予定の農薬シンポジウムについて
- ・安全協全国集会の開催について

④ 中村委員長より IT・広報委員会について以下の報告がなされた。

- ・受発注システムの利便性の向上について
- ・受発注システムデータの有効活用について
- ・システム運用での物流の効率化について



橋爪教育安全委員長

3) 全農薬ビル検討状況について

これまでの経緯について報告があり、今後も執行部と総務委員会で検討を続けることが確認された。

(3) 報告事項

1) 中間決算報告について

事務局より令和３年度中間決算と科目別販管費内訳（R02.10.01～R03.03.31）が報告された。

2) 令和３年度支部助成金について

事務局よりの各安全協支部への配分の状況について報告された。

(4) 閉会

最後に各理事、各執行部役員より総合的な意見・挨拶をいただき、最後に大森理事長による締めめの言葉で閉会した。

2. 植物防疫の在り方に関する検討会

第１回植物防疫の在り方に関する検討会が開催された。

日時：令和３年３月２６日（金）１３：００～１５：００

場所：web 会議形式による開催（農林水産省第２特別会議室）

参加者：植草 視聴のみオブザーバー参加

気候変動、人や物の国境を越えた移動、農業構造の変化等を背景として、病害虫の侵入・まん延リスクが高まる中、今後、農業生産の持続性を確保していくためには、病害虫が発生しにくい生産条件づくりを進めつつ、病害虫の駆除・まん延防止措置や輸出入検査等の植物検疫措置の強化に的確に取り組んでいくこと、輸出検疫体制の強化を図ることが重要となる。このため、農水省は有識者からなる検討会を開催し、課題等の点検とともに今後の植物防疫の在り方を検討する。

本検討会の会議資料と概要は以下より

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/arikata.html>

3. 農業資材審議会農薬分科会

農水省は、令和３年３月２４日、農業資材審議会農薬分科会を開催し、農薬使用者への影響評価ガイダンス等の一部改正、農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方等について審議した。３月１２日、農薬使用者安全評価部会での審議を踏まえ、不浸透性防除衣・手袋の性能区分を明確化、毒性試験方法の改正などが含まれる。

出席者：宇野 理事（農業資材審議会委員）

本分科会資料等は以下より

<https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/index.html>

4. 第95回植物防疫研修会

安全協農薬安全コンサルタントの資格試験となる植物防疫研修会（日本植物防疫協会主催）は毎年2回の開催であったが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により10月は中止、2月については、緊急事態宣言発令の状況を鑑み、講義をオンラインによる配信とし、修了試験は全国5カ所の会場に分かれて行われた。全国から60名が受講し、このうち全農薬組合員からは24名の受講となった。

（1）研修資料

1) 2020年度植物防疫研修会テキスト(20講義の内容)

2) 農薬概説2020

（2）受講方法

1) 受講生に配布したURLより研修会サイトに接続し、動画を視聴して受講。

2) 期間内（2月22日～3月17日）に全講義を視聴。

（3）研修内容

植物防疫法や農薬取締法・農薬の適正使用に関すること、農薬の安全性評価に関する基本となる講義、病害や害虫の総論および作物別の各論、薬剤の知識として殺菌剤、殺虫剤および除草剤・植物成長調整剤の各講義、農薬の施用技術・航空防除に関することなど、昨年までの研修会と同様の内容で実施された。各講師もこれまでと同様に、農林水産省消費・安全局の担当官、農林水産消費安全技術センター(FAMIC)農薬検査部の専門官、農研機構の各部門の専門家、薬剤に関することについては、農薬会社や日本植物調節剤研究協会の専門家が担当した（全20講義）。

（3）修了試験について

3月18日13時より地域ブロック毎5会場（仙台、東京、富山、京都、福岡）により行った。

（4）試験の結果について

当組合より受講した24名は全員が合格した。また、合格者には「修了証」が送られ、全農薬より農薬安全コンサルタントの認定書が送られた。また、緑の安全推進協議会より「緑の安全推進管理士（農耕地分野）」資格認定書が送られる予定。

2021年度の植物防疫研修会の実施方法については、より良い研修会となるよう検討を進めている。次回研修の開催方法については、今回と異なることもあるのでよく確認して応募する。

1. 報農会が「令和2年度就農希望者への奨学金」を4名に贈呈

公益財団法人報農会は、就農を希望し植物保護に関心をもち、科学的知識や技術の習得を深めるための各農業大学校等に在籍し優秀な研究を行った者に対し、奨学金を贈呈している。昭和58年度に発足し38回目となる。令和2年度は次の4名を決定した。

・優秀賞

高知県立農業大学校 窪田 宗祐

「あきづき梨への環状剥皮及び植物調整剤の使用によるコルク状果肉障害の軽減対策の検討」

・奨励賞

青森県営農大学校 工藤 蒼史

「だいこん栽培におけるキスジノミハムシの効率的な防除作業の検討」

栃木県農業大学校 深澤 嘉宣

「なし豊水における玄米アミノ酸微生物農法が病害虫の発生や果実品質に及ぼす影響」

熊本県立農業大学校 槌田 暁士

「病害抵抗性を有する冬春トマトの品種比較」



<https://www.midori-kyokai.com/sikaku/sikaku.html>

1. 「令和３年度 農薬危害防止運動」の実施について

令和３年４月２７日
農林水産省

農林水産省は、農薬を使用する機会が増える６月から８月にかけて、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施します。

農薬危害防止運動の目的

農林水産省は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた、農薬の適正な取扱いについて関係者を指導しています。

農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するためには、農薬を使用する機会が増える６月から８月に指導を強化するのが効果的です。「農薬危害防止運動」は、その一環として実施するものです。

令和３年度は、運動のテーマを「農薬は 周りに配慮し 正しく使用」と設定し、周辺環境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

実施期間

原則として、令和３年６月１日から８月３１日までの３か月間。

実施事項

主な実施事項は以下のとおりです。

- (１) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (２) 農薬による事故を防止するための指導
- (３) 農薬の適正使用等についての指導
- (４) 農薬の適正販売についての指導
- (５) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

なお、本年度の運動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施することとします。

重点指導項目

以下の項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していること

から、重点的に指導することとします。

- (1) 農薬ラベルによる使用基準の確認と使用履歴の記帳の徹底
- (2) 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底
- (3) 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底
- (4) 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底

実施主体

農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が運動の実施主体です。また、農薬の使用現場においては、関係団体等が一体となって運動を推進します。

参考資料

農薬の適正な使用（作成：農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～
（作成：環境省）

https://www.env.go.jp/water/dojo/nouyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

農薬中毒の症状と治療法について（作成：農薬工業会）

<https://www.jcpa.or.jp/labo/poisoning/>

令和3年度農薬危害防止運動啓発ポスター

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/attach/pdf/210427-3.pdf>

農薬危害防止運動実施要綱

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/attach/pdf/210427-2.pdf>



2. 航空法等の一部改定案が閣議決定 -国土交通省-

[1] 航空ネットワーク確保のための航空運送事業基盤強化方針の策定等

コロナ禍のような航空運送事業に甚大な影響を及ぼす事態下における航空ネットワークの確保

[2] 保安検査の受検義務付けなど航空保安対策の確実な実施

[3] 無人航空機のレベル4飛行の実現等

・ドローンなどの無人航空機に関し、2022 年度を目途に、「有人地帯上空での補助者なし目視外飛行」、いわゆる「レベル4 飛行」を実現することが政府目標となっており、都市部上空での荷物輸送など無人航空機の更なる利活用が期待されている。

【改正概要】

・無人航空機の飛行の安全を厳格に担保するため、国土交通大臣が機体の安全性を認証する制度（機体認証制度）及び操縦者の技能を証明する制度（技能証明制度）を創設。

・技能証明を有する者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合、国の許可・承認を受けた上でレベル4 飛行を可能とするとともに、これまで国の許可・承認を必要としていた飛行について手続きを合理化。

・無人航空機を飛行させる者に対し、事故（人の死傷、物件の損壊、航空機との衝突・接触等）発生時の国への報告を義務付けるとともに、運輸安全委員会が調査対象とする航空事故に無人航空機に係る事故のうち重大なものを追加。

詳細については以下より

https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku01_hh_000110.html

3. 消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について（協力依頼）

令和3年4月14日

農林水産省・財務省・国税庁

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには本年10月1日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者（注）」としての登録申請が必要となるといった現行制度からの変更点があります。また、円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けら

れています。

（注）インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

そのため、制度を理解していただき準備や対応を行っていただくに当たり、ご希望に応じ、貴団体開催の会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を派遣させていただきたいと思いをします。

これまで、派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進んだ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、こうした説明会・研修会の開催についてご検討いただけますと幸いです。

また、インボイス制度の説明と合わせて、令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の見直しの概要についても、ご希望にあわせてご説明させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、現時点では開催が困難な場合もあると思いますので、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただければ幸いです。

※ オンラインでの説明や、団体事務局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催もご相談ください。具体的な説明会・研修会への講師派遣要領については、別添をご参照ください。

また、国税庁からは次ページのとおり、制度に関する各種の資料が公表されておりますので、ご参照いただくとともに、貴団体の会員企業の皆様にも共有いただきますようお願いいたします。

参考

国税庁HPにおいて、インボイス制度に関するパンフレットやQ&Aのほか、国税庁動画チャンネル（You Tube）が公表されております。

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために―】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

また、インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けております。

軽減コールセンター 0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

フジ（藤、学名：*Wisteria floribunda*） マメ科フジ属

フジは、つる性の花木で、つるは木に巻きついて登り、樹冠に広がり、直射日光の差す場所を好む好日性植物です。4月下旬から5月上旬に長い穂のような花序を垂れ下げて咲き、長くしだれて20cmから80cmに達します。花は薄い紫色で、藤色の色名はこれに由来します。他のマメ科植物同様、夜間は葉をすぼめます。観賞価値が高く、多数の園芸品種があり、世界各地で植栽されています。日本においては栽培する歴史も長く、庭の藤を愛でる言葉は万葉集にも見られます。強い日当たりを好むため、公園や庭園などの日光を遮るものがない場所に木材や竹、鉄棒などで藤棚を設置して木陰を作る場合が多くみられます。



「フジ」は広義にはフジ属(*Wisteria*)を指しますが、狭義には種としてフジ(*W.floribunda*)を指します。同属のヤマフジ(*W.brachybotrys*)とよく混同され、また国外の種も栽培されることがありますが、国内では大半が本種です。種名 *Floribunda* の意味は「花の多い」です。



和名「フジ」の由来に定説はありませんが、一説には本来、歴史的仮名遣いでは「フヂ」と書かれ、風が吹く度に花が散るので「吹き散る」の意という説があります。漢字表記の「藤」は、本来は中国産の種であるシナフジを中国で紫藤と表記したことにより、日本でこれを省略して当てたものです。藤という字そのものは藤本(とうほん)、すなわちつる性で木本性の植物を指す言葉です。また、別名

ノダフジの名は、摂津国野田の藤之宮(現在の大阪市西成区付近)にフジの名所があったことによるといわれています。

また、最近では漫画・映画で人気の「鬼滅の刃」において、鬼の苦手な花として藤の花が登場します。苦手な理由は作中では紹介されておらず、様々な憶測がなされているようですが理由は謎のままです。

(一部 Wikipedia 等より引用)

撮影場所：藤沢市新林公園

花言葉：「優しさ」「歓迎」

